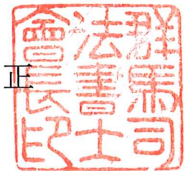


平成29年12月18日

生活保護基準の引き下げに反対する会長声明

群馬司法書士会
会長 西川 正



厚生労働省は、平成29年12月8日に開かれた生活保護基準部会において、来年度から、生活保護における生活扶助基準や母子加算を大幅に引き下げの方針を示した。新聞報道によれば、生活扶助費は、夫婦子ども2人世帯で最大13.7%の削減、子ども2人の母子世帯では最大7.1%も削減される可能性がある。また、単身の高齢(75歳)世帯では最大7.8%、同じく高齢(65歳)夫婦世帯でも最大11.1%も削減されるといふ。さらに、母子加算についても、平均2割もの削減の可能性があるとのことである(なお、その後の報道によれば、厚生労働省は、大幅減額に対する批判に配慮し、引き下げ幅を最大で5%程度とする方針とのことであるが、引き下げの方針自体には変わりがない)。

今回の厚労省の方針は、第1・十分位(最も所得が低い下位10%層)の消費水準と現行の生活扶助基準額とを比較し、この水準に合わせて生活扶助基準を引き下げるものであるが、この方針には大きな問題点がある。

まず、保護基準の際限のない引き下げとなってしまうこと。わが国の生活保護の捕捉率が2割程度と推計されていることからすれば、低所得世帯の消費支出が生活保護基準以下となるのは想像に難くない。第1・十分位層の消費水準と比較して生活保護基準を引き下げるとすれば、保護基準の際限のない引き下げを招くからである。

次に、生活困窮者の生活実態に即していないこと。平成25年には、国はデフレによる物価指数の低下を理由に生活保護基準の引き下げを行ったが、近年、アベノミクスの効果により物価は上昇しており、物価下落という事情は認められない。物価上昇等を考慮し生活困窮者の生活実態に即

した基準とすべきである。特に高齢世帯には配慮が必要である。「下流老人」の語に象徴されるように、貧困にあえぐ高齢者が増加して社会問題化している中で、高齢世帯の生活扶助費を引き下げるとは、高齢者の社会的孤立を深め、孤独死や餓死、自死の多発を招きかねない。

さらに、現下の子どもの貧困対策に反していること。母子加算の削減については、平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を定め、政府が本格的に子どもの貧困対策に乗り出しているが、これに真っ向から反する方針である。ひとり親家庭の貧困率がOECD諸国のなかで最も高い(2012年OECD統計)というわが国の現状を踏まえても、母子加算の削減を是認することはできない。

最後に、実態把握が行われていないこと。平成25年から3回にわたり生活扶助費が引き下げられ、平成27年には住宅扶助費も引き下げられた。これらの引き下げに対して、現在、全国各地で違憲訴訟が提起されており、その原告数は955名にも及ぶ。この訴訟に対する判断はいまだに示されていない。政府は、これらの引き下げが生活保護利用者や低所得層の生活実態にいかなる影響を及ぼしたのかを、まずもって検証すべきである。生活保護基準は、憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を画するものであって、わが国の生存権保障の水準を決する極めて重要な基準である。これに加え、生活保護基準は、最低賃金額、地方税の非課税基準、国民健康保険の一部負担金や保険料の減免基準、介護保険の利用料や保険料の減免基準、就学援助の給付対象額など、労働、税制、医療、福祉、教育といった多様な施策に連動しており、その引き下げは、生活保護利用者のみならず一般の市民生活に対して大きな影響を与えるものである。

以上から、群馬司法書士会は、厚生労働省が示した生活保護基準の引き下げ方針に強く反対するものである。

以上